

令和6年瑞穂町教育委員会第2回定例会 会議録

令和6年2月22日瑞穂町教育委員会第2回定例会が庁舎3階の会議室（3-2）に招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 日野 元信 君 ・ 2番 村上 豊子 君 ・ 3番 中野 裕司 君 ・ 4番 関谷 忠 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長 鳥海 俊身 君・教育部長 小峰 芳行 君・学校教育課長 大澤 達哉 君・教育指導課長 小林 洋之 君
・教育指導課 統括指導主事 田中 暁 君・社会教育課長 橋本 正志 君・図書館長 町田 陽生 君
庶務係長（事務局） 栗原 崇行 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 教育長業務報告

日程第3 議案第5号 議会の議決を経るべき条例の一部改正中教育に関する部分の意見聴取について（瑞穂町非常勤

日程第 4	議案第 6 号	特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例) 瑞穂町適応指導教室要綱の一部を改正する告示
日程第 5	議案第 7 号	議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について (町立瑞穂第五小学校除湿 温度保持機能復旧工事請負契約)
日程第 6	議案第 8 号	令和 5 年度一般会計補正予算 (第 8 号) の原案中教育に関する部分の意見聴取について
日程第 7	議案第 9 号	令和 6 年度一般会計補正予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について

開会 午前 9 時 0 0 分

鳥海教育長 ただいまの出席委員は、4 名であります。定足数に達しておりますので、これより令和 6 年瑞穂町教育委員会第 2 回定例会を開会いたします。ただちに本会議を開きます。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第 28 条の規定により教育長において 1 番、日野委員を指名いたします。

鳥海教育長 日程第 2、教育長業務報告を行います。教育長業務報告については、別紙、記載のとおりであります。今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

(「質問なし」の声)

鳥海教育長 ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

鳥海教育長 日程第 3、議案第 5 号、議会の議決を経るべき条例の一部改正中教育に関する部分の意見聴取について (瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例) を議題とします。教育部

長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第5号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき条例の改正のうち教育に関する事務について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、学校教育課長が説明します。

学校教育課長

説明いたします。西多摩医師会が人事院勧告に基づき学校医、学校歯科医、学校眼科医及び学校耳鼻咽喉科医の報酬額の増額を要望し、同医師会との協議の結果、学校医等の報酬を同医師会の要望通り増額することが妥当と判断できるため改正を行うものです。

具体的な金額は、議案書を2枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。学校医の報酬額765,840円を773,280円に、学校歯科医、学校眼科医及び学校耳鼻咽喉科医の報酬額507,720円を512,640円に改めます。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

鳥海教育長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございますでしょうか。

それではご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第5号に対する討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それでは、お諮りします。議案第5号を原案通り決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第5号は原案通り可決されました。

日程第4、議案第6号、瑞穂町適応指導教室要綱の一部を改正する告示について、を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第6号については、瑞穂町適応指導教室事業の実態に合わせ、教室の名称を見直すため、要綱の一部を改正する必要があるので本案を提出するものです。

詳細につきましては、統括指導主事が説明いたします。

統括指導主事

説明いたします。適応指導教室の事業については、令和元年12月教育委員会定例会、議案第37号において、令和元年10月25日付、文部科学省通知を受け、学校復帰だけでなく、学習指導支援等を通じ、社会的自立に資することを目的とするため改正を行いました。その際に名称の変更は行いませんでしたが、令和5年11月11日付、文部科学省通知により、改めて不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方が示されたことに伴い、学校復帰に向けた学習を行うだけの場ではないことを示す必要があることから、教室の名称を変更するため、改正するものです。

2枚おめくりいただき、新旧対照表をご覧ください。大変恐縮ですが、文言の整理は省略し、主な改正箇所を説明いたします。第1条では適応指導教室を教育支援室に変更します。

第2条では、教育支援室の名称を教育支援室いぶきに変更します。学校復帰に向けた学習のみを行う場ではなく、社会的自立を目指した支援を行うことから、名称からスタディルームを外しました。

2枚込むおめくりください。附則として、この告示は令和6年4月1日から施行するものです。

以上、説明とさせていただきます。

鳥海教育長

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございますでしょうか。

日野委員

適応指導教室スタディルームいぶきという部分の中から、適用指導教室という言葉並びにスタディルームという言葉が消えたということは、現在通ってる子どもたち、並びにこれから通ってみようか、いろいろ考えている子どもたちにとってみて、すごく安心できる名称かなということで、とてもうれしく思います。

また、こういう言葉は入れられないのかなということの中で、近隣のところでは教育支援室の方の言葉の

中に、居場所づくり的な言葉がよく入っていて、様々な理由で学校に登校できなくなった児童生徒に対して、ほっとできる居場所的なものも1つの大きな役割として果たしているという部分で、第1条でなくても第4条で、居場所的なそういう文言については、どういう感じなのかなということでお聞きします。

統括指導主事 お答えいたします。まさに委員がおっしゃられたところにつきましては、現在求められている内容であるのかなとっております。そちらの詳細等につきましては、リーフレット、チラシやホームページ等を通じて、周知を図って参りたいなと考えているところです。

以上です。

鳥海教育長 ほかにございますか。

関谷委員 町の支援室の歴史の流れを見たときに、当初は学校復帰を狙いとしていた時期があったのですが、こういう改善がなされるということは、学校復帰ではなくて、そこで力をつけて上位学校に行くということが考えられてきたのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

統括指導主事 お答えいたします。まさに現在、国、東京都等も社会的自立というところが第一に示されているところです。しかしながら、学校の価値というところも大切にしながら、進学に向けた支援等も進めている状況でございます。支援室から学校につなげるというところについては、そこも大切にしながら進めていくということに、大きな変更はないのかなと考えております。

鳥海教育長 補足させていただきますと、実態としてこれまでの適応指導教室、特に中学3年生で通われる生徒の場合、上級学校、要は高校への進学とか、自分の将来を見据えると、今、学校に通えていない状況の中で、それでも上級学校を目指していきたくというようなことで適応指導教室に通い、進学を目指すというケースが多々あるかなというふうに思います。その場合には、やはり適応指導教室は中学校ではありませんから、進学の諸手続き等、所属の中学校と連携してやっているのが現状だと思います。そういう機能がありますので、必ずしも適応指導教室が、名前が消えて、支援室、教育支援という独自事業というだけでなく、やはり大きな役割としては、学校と連携しての運営、この辺は崩れていかないものと私は思っているところです。

以上です。

鳥海教育長

ほかにございますか。

それではご質疑もないようですので質疑を終結いたします。これより議案第6号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それでは、お諮りします。議案第6号を原案通り決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第6号は原案通り可決されました。

日程第5、議案第7号、議会の議決を経るべき契約中教育に関する部分の意見聴取について(町立瑞穂第五小学校除湿温度保持機能復旧工事請負契約)を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第7号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき契約のうち教育に関する事務について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細にきましては、学校教育課長が説明します。

学校教育課長

説明いたします。議案書を1枚おめくりください。契約内容ですが、「1 契約の目的」、町立瑞穂第五小学校除湿温度保持機能復旧工事、「2 契約の方法」、制限付一般競争入札による契約、「3 契約金額金」、1億3,838万円、「4 契約の相手方」、東京都青梅市勝沼一丁目34番地、株式会社青和施設工業所、代表取締役大山恵介。

つづいて、工事の理由及び概要になります。第五小学校は、平成15年度及び16年度に除湿温度保持機能復旧工事を行いました。その後20年が経過し、機器の老朽化により温度保持や除湿機能に低下がみられることから、空調機能を復旧する工事を行うものです。

また、今回の工事も、他校と同様に集中方式から個別方式の空調機に変更し、無駄のない、効率的な運用を行います。

恐れ入りますが、議案書裏面をご覧ください。入札結果は記載のとおりです。

添付資料1をご覧ください。左の図が配置図、右下の図が案内図になります。図面の方位は、配置図及び案内図の北側サインのとおりです。資料右上に記載された工事概要に沿って説明いたします。

普通教室、特別教室及び準備室などに天井吊型エアコン39台、天井埋込型エアコンを6台設置します。また、空調屋外機を5台、全熱交換器を26台、気化式加湿器を21台、個別エアコンを9台それぞれ設置します。

次に、個別空調機の設置に伴い、既存のダクトと空調機を撤去いたします。

電気設備の改修ですが、新たに各室及び廊下天井への配線が必要なため改修を行います。また、照明器具は268台交換しLED化を進めます。これらの工事に伴い各教室及び廊下の天井を改修します。

機械室は、個別空調化のため不用となる既存の機器などの撤去を行ったあと、教材などの保管場所として利用できるように内部を改修します。あわせて屋上の防水改修も行います。

添付資料2をご覧ください。1階平面図です。図工室など6部屋に天井吊型エアコンを9台、図工準備室など3部屋に天井埋込型エアコンを3台、校舎中央北側に空調屋外機を5台、廊下天井内及び図工室などの天井内に全熱交換器を8台、図工室など5部屋に気化式加湿器を5台、配膳室など6部屋に個別エアコンを6台設置します。

添付資料3をご覧ください。2階平面図です。普通教室など9部屋に天井吊型エアコンを16台、理科準備室に天井埋込型エアコンを1台、廊下天井内及び理科準備室天井内に全熱交換器を9台、普通教室など9部屋に気化式加湿器を9台、少人数教室及び配膳室の2部屋に個別エアコンを2台設置します。

添付資料4をご覧ください。3階平面図です。特別支援教室など7部屋に天井吊型エアコンを14台、家庭科と音楽の準備室の2部屋に天井埋込型エアコンを2台、廊下天井内及び音楽準備室に全熱交換器を9台、特別支援教室など7部屋に気化式加湿器を7台、配膳室に個別エアコンを1台設置します。

以上が工事の概要ですが、工期は、令和6年11月29日です。また、落札比率は81.65%です。
以上説明とさせていただきます。

鳥海教育長
中野委員

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございますでしょうか。

工期が長いように思いますが、小学校の校庭を利用する団体があるかと思しますので、その辺りの配慮をぜひお願いしたいと思っております。

学校教育課長

お答えします。校庭利用については学校と調整しまして、無理なく使えるようにしたいと思っておりますが、やはり工事を優先したい面もありますので、その時の状況を見ながら判断をさせていただきたいと思っております。極力、今まで通り使えるような配慮はしたいと考えております。

工期については、建設業の働き方改革ということがありまして、残業の制限とかいろいろ出てきておりますので、その中で、工期はやはり長めに取らないといけないということがございます。また、長い期間工事を行う理由としましては、夏休みだけで、校舎全体を一気に施工するのはなかなか厳しいところもありますので、今回は2か年事業ということで、防衛省の補助金をいただきながら施工するという形になっており、春休みも活用しながら進めていく方法をとっております。

春休みに、1階の管理諸室から工事を始めまして、その後も土日を使いながら、管理諸室を施工していきまして、夏休みに、子どもたちが使う2階、3階の教室部分を一気に仕上げる予定です。夏休み後も、土日を中心に工事を行う予定で、工期を長めに取っています。

以上でございます。

鳥海教育長

ほかにございますか。

それではほかに質疑はないようですので質疑を終結いたします。これより議案第7号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それでは、お諮りします。議案第7号を原案通り決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第7号は原案通り可決されました。

日程第6、議案第8号、令和5年度一般会計補正予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について、を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長

議案第8号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和5年度一般会計補正予算第8号の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

詳細について説明いたします。1ページおめくりください。年度末の補正予算は、契約実績や事業などの実績に伴う減額・増額補正と契約差金による減額補正が大半を占めています。歳入、歳出とも主な項目についてのみ説明させていただきます。

まず、歳入です。科目名称と増減理由について説明いたします。歳入の1ページ、ナンバー2「スカイホール使用料」は、利用実績に基づき増額します。歳入2ページ、ナンバー11「スポーツ空間バージョンアップスポーツフィールド・東京事業補助金」は、中央体育館の水銀灯LED化更新修繕の補助事業採択に伴う新規計上です。ナンバー12「区市町村スポーツ実施促進事業費補助金」は、総合体育大会、スポーツフェスティバル、駅伝競走大会の補助事業採択に伴う新規計上です。ナンバー13「公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費補助金」は、耕心館の木製控え柱修繕に多摩産材を活用したことにより、この補助金を充当するものです。ナンバー17「節電プログラム促進事業達成に伴う割引相当額返還金」ですが、東京電力のサービスで、一定の期間中に節電の協力を行うと節電量に応じてポイントなどが還元されます。小・中学校では東京電力から新電力の会社に変更になったことから、ここで、ポイントではなく、金銭で返

還金を受け取るものです。

次に歳出です。歳出の3ページ、ナンバー21「新型コロナウイルス感染症対策に係る委託料」については、放課後教室等の消毒作業を実施していましたが、令和5年5月の5類移行に伴い、委託を取りやめたことによる減額です。なお、5類移行前の期間については、教職員等により必要な時に実施していましたが、ナンバー27を始めとする、各小・中学校、社会教育施設の光熱水費ですが、電気料金燃料費調整額下落及び激変緩和補助金適用により減額します。

歳出9ページ、ナンバー84「土地鑑定委託料」はビューパーク競技場敷地の一部を借上げしていますが、土地所有者が亡くなり、相続人から町に土地取得の要望がありました。令和6年度中の取得に向けて、まずは、土地の適正価格を調査するため、新規に計上するものです。

歳入10ページ、ナンバー96「中央体育館空調設備設置委託料」は、令和5年度設置を目指し、契約締結事務を進めてきましたが、使用部材の物価高騰の影響を受け、金額が折り合わず、入札が2回不調になるなど、契約締結に至らなかったため、全額を減額します。設計内容や金額を見直し、令和6年度に改めて予算計上し、契約締結を目指します。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

鳥海教育長
村上委員

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございますでしょうか。

歳入の1ページ目、ナンバー10の放課後子供教室推進事業等補助金が減額になっています。補助対象額精査による減額ということで、その減額の理由を教えてください。

社会教育課長

お答えいたします。補助対象額の経費減額による減額でございます。当初予算では、例年のコロナ禍前の実施回数である、約300回を想定しておりましたが、各校でコロナ、インフルエンザによる影響もあり、実施回数が減るであろうということを考慮して減額したものです。

以上です。

村上委員

コロナやインフルエンザの影響により実施回数が減ったということによろしいのでしょうか。例えば、参加するお子さんたちの意欲が、回数が減ることによって低下しているのかもしれないとか、実施する側の人間

がうまく集まらないとか、そういった理由ではなく、ただ単純にコロナとインフルエンザということで受け取ってよろしいでしょうか。

社会教育課長 委員のおっしゃるとおり学級閉鎖等が多く、急に中止となったという回数が結構ありましたので、参加されている方やボランティアの方の意識の低下ではなく、インフルエンザ等によるものでございます。

鳥海教育長 ほかにございますか。

それではほかに質疑はないようですので質疑を終結いたします。これより議案第8号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それでは、お諮りします。議案第8号を原案通り決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第8号は原案通り可決されました。

日程第7、議案第9号、令和6年度一般会計予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について、を議題とします。教育部長より提案理由の説明を求めます。

教育部長 議案第9号については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和6年度一般会計予算の原案中、教育に関する事務に係る部分について、意見を求められたので、本案を提出するものです。

議案書を1枚、おめくりください。はじめに、令和6年度瑞穂町一般会計予算の概要です。上の表に記載のとおり、令和6年度瑞穂町一般会計予算は、総額158億6,900万円で、令和5年度に比べ、12億

3, 100万円、8.4%の増となりました。このうち、教育費は、18億6,670万6千円で、令和5年度に比べ1億7,770万8千円、10.5%の増となりました。

増の主な要因としては、第五小学校の冷暖房設備の空調機能低下に伴い、機械の入替を行う、除湿温度保持機能復旧工事の施工を始めとして、小・中学校施設において多くの改修工事や修繕を予定していることによるものです。

下の表をご覧ください。教育費を工事関連事業費とその他の事業費に分け、令和6年度と令和5年度を比較しました。工事関連事業費は、令和6年度は1億2,390万7千円、率にして130.7%の増となりました。

増の主な要因としては、先ほど申し上げた、学校施設の工事・修繕等の他に、スカイホール大ホールピンスポットライトの更新、中央体育館空調設備設置工事、元狭山ふるさと思い出館外壁等塗装工事を予定していることによるものです。

次に、その他の事業費は約16億4,796万7千円、3.4%の増となりました。

おめくりいただき2ページをご覧ください。教育費の区分ごとの内訳です。令和6年度と令和5年度の予算額を比較したものです。

3ページをご覧ください。このページから教育部の組織ごとの重点事業の一覧です。学校教育課は、新規・重点事業が1、重点事業が10、合計11事業です。重点事業として、ナンバー1、ナンバー6は関連した事業で、令和2年度にGIGAスクール構想に基づき児童・生徒一人に1台のパソコンを配備しました。令和6年度も引き続きICT教育を推進していきます。

おめくりいただき、4ページ、5ページは教育指導課所管分です。新規を含めた重点事業が4事業、重点事業8事業、合計12事業です。新規を含む重点事業としては、ナンバー2、特別支援教育の充実で、自閉症・情緒障害特別支援学級を開設します。町では、全小・中学校に特別支援教室を設置し、在籍校における支援体制を整備し、発達障害のある児童・生徒への指導の充実を図ってきました。

令和6年度からは、特別支援教室等における指導では障害の状態の改善が困難と思われる児童を対象とし

て、第四小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を設置します。これにより、通常の学級、特別支援教室、特別支援学級の役割分担を明確にした重層的な支援体制を確立し、発達障害の程度に応じた教育の内容・方法の充実と適切な就学により一層の充実を図ります。

ナンバー４、学力向上事業では、英語検定補助を実施します。これは、防衛省の再編交付金をもとに設立した教育向上基金を原資として、中学校２年生全員を対象に英語検定を実施してきましたが、令和６年３月をもって事業終了となります。そこで、令和６年度に向けて、事業の見直しを行い、希望する生徒に受験機会を提供できるよう実施するものです。続いてナンバー８、健やかな体づくりと体力の育成では、部活動コーディネーターを配置します。これは、中学校部活動の地域連携に向け、教職員の負担軽減を目的として、各学校に部活動コーディネーターを配置するものです。部活動コーディネーターの具体的な取組としては、「計画の策定・課題把握のための調査・地域クラブ活動への移行に係る説明会開催・実技指導を行う指導者への研修会開催・人材配置等の支援」を想定しています。続いて、ナンバー１２、学校経営の支援では、クラスサポートスタッフの配置と、教員用教科書・指導書を購入します。まず、クラスサポートスタッフについては、教育向上基金の終了により、学習サポーター制度を廃止するため、学校への人的支援について見直しを行い、クラスサポートスタッフを配置するものとししました。これまでは、小学校低学年の各学級に学習サポーターを配置してきました。事業開始当初は、授業規律の確立が目的でしたが、学校の指導体制の充実やサポーターの方々の児童理解の深まりにより、各児童への個別の支援が充実し、教員の補助としての役割が大きくなりました。そこで、学習サポーター制度の廃止に伴い、町の単独事業として、クラスサポートスタッフ制度を新設しました。配置人数は、各小学校に２名ずつになりますが、東京都のエデュケーション・アシスタント補助事業に採択されたことにより、これまでの学習サポーターの業務内容に加え、勤務時間を延長して、登下校の見守りや教員の事務作業の補助等も可能とし、教員の負担軽減の充実を図ります。

次に、教員用教科書・指導書の購入については、令和５年度に小学校教科用図書採択が行われたことによるものです。これまでとの違いは、デジタル版がセットの指導書を購入することです。ワークシートや掲示物、写真、動画等の教材がより豊富になるとともに、１人１台の学習用タブレットで活用できるようになる

ことで、効率よく、より効果的な授業の充実を図ります。

おめくりください。6 ページは社会教育課所管分です。新規・重点事業2 事業、新規事業1、重点事業16 事業、合計19 事業です。新規・重点事業として、ナンバー18、町営グラウンドの受変電設備を修繕します。続いて、ナンバー19、中央体育館に空調設備を設置します。議案第8号の補正予算でもご説明しましたが、令和6年度に改めて予算措置するものです。

新規事業は施設整備に係るもので、先ほども触れましたが、スカイホール大ホールのピンスポットライトを更新します。

7 ページをご覧ください。図書館所管分です。新規事業はなく、重点事業のみの合計14 事業です。図書館事業全般に係りますが、令和4年3月にリニューアルオープンした図書館機能をさらに発展させるとともに、生涯学習の観点から読書活動の推進を図り、課題解決力・読書力を高めていきます。また、固定の利用者はもちろん、ボランティア団体「図書館ファンクラブ」等との共催によるイベント開催や、企画展示棚等を有効活用した独自の配架等により、幅広く新たな利用者と呼び込むことで図書館への関心を高め、利用者の増加を図ります。

来館が困難な方に対しては、宅配サービスによる資料提供を行います。また、小学生から大人まで幅広い世代に対する学習機会の提供として、調べる学習コンクールを開催します。

文化財関係では、町民参加による郷土研修会や郷土歴史講演会、地域めぐりなどの事業を実施し、町民の郷土に対する意識の向上を図ります。また、指定文化財・登録文化財制度の普及・啓発に努め、町内に残る貴重な文化財の保護に努めます。

以上が令和6年度一般会計予算の原案中、教育に関する事務に係る部分の説明ですが、本日お配りした令和6年度瑞穂町一般会計予算書については、後ほどお目通しいただきたいと思います。

説明は以上です。

鳥海教育長
村上委員

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑はございますでしょうか。

これはお願いなのですが、教員用の教科書、指導書を購入するということで、それがデジタルとい

うことですので、今までなかったものを使うということになるわけですから、それについてできるだけ有効活用されるような形で各学校に伝えていっていただきたいと思います。

鳥海教育長
村上委員

ほかにございますでしょうか。

英語検定の補助ということで、全員が受けていたものが、希望者に対してのみ補助をするということになると、例えば、中学2年生が今まで受けていたということですが、それはもう関係なく、義務教育の内であれば受けることができるということになるのか、教えていただきたいと思います。

統括指導主事
鳥海教育長

こちらにつきましては、次年度の高校受験に向けてということで、中学2年生のみとさせていただきます。補足しますと、今まで全員を対象としましたが、これからは補助金の関係もあり、また、充当する財源もなくなったということもありますので、事業としては希望する方には補助をしますというスキームに変わるということです。

関谷委員

指導係の方で部活動のコーディネーターの配置という話が出てきているのですが、国が学校から地域へと方針を出しているところで、現在の進捗状況をお聞かせください。

統括指導主事

お答えいたします。現在、部活動コーディネーターは、各学校のコーディネーターではなく総合コーディネーターということで1名決まり、実際に動いていただいているところです。内容としましては、各学校の管理職から学校の要望を聞き取って、どのような形で進められるのか、調整を進めている最中でございます。次年度につきましては、こちらに記載のとおり、各学校のコーディネーターも1名ずつ配置し、統括コーディネーターがそのコーディネーターと連携しながら、各学校が動きやすいように進めさせていただければと考えています。

以上です。

関谷委員

既存の部活動が今後どうなっていくのか、大変興味があるのですが、児童生徒の希望とか、現在顧問をしている先生の考えとか、そういったところをどのように汲み取っておられるのか、お聞かせください。

統括指導主事

今、委員がおっしゃられるように、そここのところの要望の把握というところが大事なと考えておられて、今、統括コーディネーターの方でアンケートを作成していただいているところです。それにより生徒の

要望を把握しながら、検討を進めてまいりたいと捉えております。

以上です。

鳥海教育長
村上委員

ほかにございますか。

3 ページ目のコンピュータ教室学習用パソコン等借上げ料ということで、今、1人1台のタブレットということになっていて、パソコンをまだ各学校に置いてあるということですが、これの使用状況はどうなっているのか。使っていないものをいつまでも借り上げられているというのは、すごく変な話だなと思います。ただ、中学校は令和5年度で終了し、小学校も8月までとなっていますので、どのように終わらせていくのかというところを教えてください。

学校教育課長

パソコンルームのパソコンにつきましては、リース期間まで使用していくということで、リース期間終了後は撤収するというように考えております。こちらの部屋にはプリンターもありますので、パソコンで作成した児童の作品をプリントアウトするとか、必要なときにこちらのパソコンを使うとか、そういう形をとっています。基本的には、タブレット端末をメインで使っていますが、印刷したいというときにはパソコンルームを使用してという形になっております。

以上です。

村上委員

そうすると今後はパソコン教室ではなく、プリントアウトできる場所を用意するというようによろしいのでしょうか。

学校教育課長

基本的には端末で解決していくということを考えておまして、紙ベースはなしということを考えております。ただ、学校としてプリンターが必要ということであれば、そのような要望を確認しながら展開はしたいと考えております。

以上です。

村上委員

今までパソコン教室という大きな教室が占めていたものを別の形で活用できるようになるということであれば、学校としてもそれをどう活用するのか、これからの課題になるのかなと思いますので、できるだけ学校の実情に即した形で教室が転用できたら良いと、切に望んでいます。

学校教育課長 パソコンルームの今後の活用、パソコンがなくなった後の活用ですけれども、例として、第五小学校では普通教室が不足したということがありましたので、普通教室へ改修したということもございます。中学校ですと、なかなか教室が不足するということはないと思うのですけれども、小学校の場合、二小でも同様のケースが起こることが考えられますので、普通教室への転用ということもございます。あと、第二中学校では、不登校とか登校渋りの子どもが来られる場所ということで、校長先生、副校長先生が部屋を改修しながら対応しているという話も聞いておりますので、学校に則した利用を考えていきたいと思っております。

以上です。

鳥海教育長 今の説明にあった二中の取組について、教育指導課で補足してもらえますか。

統括指導主事 第二中学校では、これまでも課題としておりました不登校生との対応としまして、子どもたちが気軽に来て活動できる居場所づくりとして、これまでパソコン教室として使っていた部屋を改修しております。間仕切り等を使いながら子どもたちが安心して、そして自由に課題に取り組んだり、ちょっと楽しむような、いぶきでやっていただいていることに近いような形になるのかなと思うのですけれども、そのような居場所づくりを、工夫して取り組んでいただいているところです。

鳥海教育長 更に補足させていただきますと、二中での取組ですが、不登校生徒対策も含めて、学校に来ることができたら、必ずしも教室で勉強するというだけでなく、教室以外で学校にいられるようなことを考えて、統括指導主事から説明があった活動をしています。それによって教室で授業を受けることができなくても、完全に不登校ではないという子どももいるんですよね。そういう子どもたちが学校にはいますので、居場所づくりというのが有効な手段であろうということで、進めてもらっているところです。

以上です。

鳥海教育長 ほかにございますか。

それではほかに質疑はないようですので質疑を終結いたします。これより議案第9号に対する討論を行います。

(「討論なし」の声)

討論なしと認めます。それでは、お諮りします。議案第9号を原案通り決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認め、議案第9号は原案通り可決されました。
以上をもちまして、本定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。
これにて令和6年瑞穂町教育委員会第2回定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午前9時53分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会教育長

瑞穂町教育委員会委員